

皆さんの相談窓口 「町民相談室」 のご利用を

町の行政や、役場内の業務について、「はて、どの課に行ったら」とお困りのことが多かったと思います。
こうした不便を解消するための窓口として、町民課内に「町民相談室」を設けました。遠慮なく、相談にお越しください。
相談の内容によっては、関係の課とも連絡し、ご相談に応じられるよう、すべての相談窓口としています。
相談内容のあらましは、行政・生活・環境衛生・保健衛生・国保医療・税務の各相談のほか、行政に関連したすべての相談です。



一人でも多く出席いただくために

本年度から成人式は夏に

成人式は、夏に実施してほしいとの要望が強くなっており、教育委員会としては、先進地の

新南陽市、上関町、油谷町、川上村の実情を社会教育委員の皆さん方に調査、検討していただき、ま



51年度成人式から

式は8月15日に開催

た、公民館としても、アンケート調査をし、公民館運営審議会委員の方々の意見を聞き、この問題について種々検討を重ねてまいりました。

その結果、成人式は一人でも多くの出席者を得て、これからの秋穂町を担う若人に、成人としての自覚を深めていただくため昭和五十二年度から、最も集まりやすい八月十五日に開催することに決定いたしました。町民みなさま方の

受賞のお喜び

第26回山口県消防大会が、5月15日午前8時30分から新南陽市体育館で開催され、当町からも消防団長ほか関係者が出席しました。

この大会の席で、秋穂町消防団（団長安光岩一氏）は、日本消防協会会長から芋頭綬を、繁永延利氏（下村）は、勤続章（30年）をそれぞれ受賞、伝達されました。

また、村光安友氏（中条）は、山口県知事から永年勤続功労章（30年）を受賞されました。

受賞の皆さんに、心からお喜びを申し上げます。



ご協力を切にお願いいたします。つきましては、昭和五十二年八月に実施する成人該当者（昭和三十三年四月二日から昭和三十三年

四月一日までの出生者）の皆さんには、全員ご参加くださいますようお願いいたします。



◎冠水地を通過したときはブレーキのきき具合を確かめる
◎安全速度を守ろう

◎曲がり角・カーブでは十分な減速を
◎急ブレーキ・急加速・急ハンドルは絶対にしない

雨の日は見えにくい



町税条例の一部を改正 町民税控除額の引き上げなど 4月1日から



地方税法の一部改正に伴って町税条例の一部を次のように改正し、4月1日から適用することになりました。

〔町民税〕

- ①障害者・寡婦・未成年者の非課税範囲が、七十万円から八十万円に引き上げられました。
- ②控除額の引き上げは、下表のとおりです。

控除項目	改正前	改正後
基礎控除額	19万	20万
配偶者控除額	19万	20万
扶養控除額	17万	19万
障害者・老年者・寡婦・勤労学生控除額	16万	18万
特別障害者控除額	19万	20万
老人扶養控除額	19万	20万

から除かれます。

〔国民健康保険税〕

- 課税限度額を十七万円に引き上げ
- 国民健康保険税の年間掛け金の最高額は、いままでは十五万円でしたが、五十二年度から十七万円に引き上げられます。

〔法人税〕

- 均等割が引き上げられました。
- ①資本金一億円を超え、従業員百人以上の法人の場合……二万四千円を八万円に引き上げ。
- ②資本金一億円を超え、従業員百人以下の法人及び、資本金一千万円を超え一億円以下の法人の場合……一万二千円を二万四千円に引き上げ。
- 右記以外の法人の場合……七千二百円を八千円に引き上げ。

○擬制世帯主課税制度を廃止

いままでは、勤務先の健康保険に加入している世帯主であっても、その家族に、だれか一人でも国保の加入者がいれば、その世帯主は国保の納税義務者として扱われ、その世帯主の所得や資産にも、保険税が課税されていました。しかし、五十二年度からは、世帯主が国保税の納税義務者として扱われることは変わりませんが、世帯主の所得や資産は、課税対象

○世帯内の移動は、すべて保険税の計算をします

いままでは、四月一日現在で保険税を課税すると、年度の途中で次のような移動が生じた場合にだけ、月割りで保険税の計算をしておきました。

〔一家の転出・転入、職場の医療保険への加入・脱退、世帯主の変更〕

しかし、五十二年度からは、これ以外の出生・死亡、国保世帯員の転出・転入など、年度途中におけるすべての移動について、保険税の計算をします。

ですから、移動があった場合は、必ず十四日以内に届け出てください。届け出が遅れると、いろいろ不利なことがありますのでご注意ください。

〔51年分所得税〕

特別減税で 所得税を還付

本人は6千円、扶養親族は1人3千円

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は、一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。そこで、そのあらましを説明しましょう。

□還付を受けられる人

還付を受けられるのは、昭和五十一年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については、還付されません。

□還付方法とその手続き

①サラリーマンの場合
本年六月一日現在において、昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、おおよそ六月から七月ごろ、賞与や給与を受け取るときに、勤務先から還付されます。し

かし、給与以外に所得があったり、二カ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、次に説明する「事業所得者などの場合」と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から、還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきます。この支払通知書によって、郵便局で還付金を受け取るようになります。

③その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたまま、年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。詳しいことは、税務署（所得税担当）へお尋ねください。

日	曜日	受付時間	行事名	場所	対象
30	木	1:30~2:30	破傷風ワクチン	大海分館	2歳から4歳までの幼児で第1・2期を完了していない人
29	水	9:00~12:00	若妻学級 三種混合 ジフテリア 百日せき	中央公民館	若妻及び妊婦
28	火	1:30~2:30	ツ反・BCG検査	大海分館	右記の人でツ反が陰性の人
24	金	1:30~2:30	ツベルクリン反応	大海分館	生後6ヵ月から就学前までの乳幼児でツ反を全く受けていない人
22	水	9:00~12:00	若妻学級	中央公民館	若妻及び妊婦
21	火	1:30~2:30	ツ反・BCG検査	中央公民館	右記の人でツ反が陰性の人
17	金	1:30~2:30	ツベルクリン反応	中央公民館	生後6ヵ月から就学前までの乳幼児でツ反を全く受けていない人
15	水	9:00~1:00	若妻学級	中央公民館	若妻及び妊婦
14	火	9:00~1:00	母子推進委員研修会	中央公民館	推進委員
10	金	8:00~9:30	胃ガン検診	中央公民館	希望者
9	木			農協 大海集荷所	30歳以上の
8	水			役場談話室	住民で希望者
7	火	9:00~4:00	保健相談	大海支所	
3	金				

6月の保健衛生行事表



有吉 範文ちゃん(11カ月)
長男
祇園町 有吉 利多さん

私たちの体は、多くの細胞の集まりからできています。ガンとは、細胞が、あるとき急に狂ったものになってしま、これが暴れ始めて次から次に狂った細胞が増加し、体のなかのどこへでも(胃・腸・子宮・膀胱・骨髄・肺など)ところかまわず移って、ついには狂った細胞のために死ぬこととなります。

結核は結核菌が外から飛び込んで来るものですから、クスリなどで防ぎやすいのですが、ガンという病気は、正常な細胞がいつ狂い出すのか、どんな原因で狂っていくのか、現在のところほとんど分かっていないのです。また細胞がガンに変わっていても、初めのうちは痛みも苦しみも感じられないものです。自分で気づくころには、ガン細胞は血液やリンパ液などといっしょになって、新しい狂った芽をあらちらちらに作って(転移)いく、たちの悪い病気です。



「ガン」とは

予防

異常がなくて
も定期検診を

ガンを予防するには、自分では異常を感じなくても、定期的に検診を受ける以外に方法はないようです。

六月には、町で胃ガンの検診を行います。ガンの死亡者について山口県平均をみますと、各種ガンのうち、胃ガンの死亡者が三八%を占めています。

秋穂町で五十一年にガンで死亡した人は十二人。そのうち胃ガンを占めています。

活を送りましょう。

「油断するな ガンの芽ばえは 無症状」

(付記)

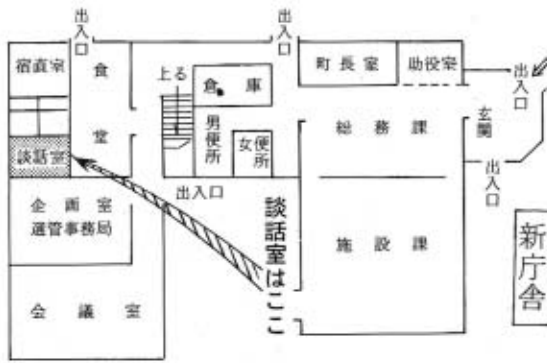
(一)毎年、町のガン検診を受けられるなかで、もう一度精密検診をされるよう、通知をさし上げる人が幾人かおられます。このような場合には、必ず病院に行かれ、最後まで医師の指示を受けられることが大切です。

(二)今までに胃の手術を受けておられる人は、町の検診にいられても、また病院で精密検査を受けることとなりますので、初めから病院に行つて、精密検査を受けてください。

少なくとも、年に一回は検査を受けられるよう、お勧めします。

町内での主な死因 単位：人

死因別	46年	47年	48年	49年	50年	51年
各種のガン	17	15	19	16	18	12
死亡者総数に占める割合(%)	21.3	16.1	20.7	16.8	20.9	13.6
脳血管系損傷	22	27	25	25	26	28
心臓の疾患	11	7	2	11	11	9
老衰	14	17	22	10	7	9
事故	8	11	9	8	6	6
結核	2	3	1	2	5	2
肺炎・気管支炎	1	3	5	4	6	7
消化器系の疾患	1	2	2	3	3	5
先天弱質	0	1	1	3	1	0
その他	4	7	6	13	3	10
死亡者総数	80	93	92	95	86	88



「保健相談日」は、皆さんの健康管理に少しでもお役に立つため毎月二回開設しています。保健に関する相談ならどんなことでも、お気軽にご利用ください。開設日と場所

○第一火曜日 役場談話室（見取り図をご覧ください）

○第一金曜日 大海支所

環境連だより

生活環境の現地調査を実施

改修必要箇所が50カ所も

四月二十二日から五月十五日まで町環境連（会長 三尾勝次氏）

と関係の課で、部落内の生活排水路や衛生害虫の発生箇所を現地調査しました。（写真）



その結果、改修を必要とするものが五十カ所余りもあり、これらの対策については、委員会を設立するとともに、町や県に具申などを行っていくことになりました。

委員の方々のお名前と任期は、次のとおりです。

- （委員）（敬称略）
- ▽大河内南 吉村和美
- ▽小浜 西田雄雄
- ▽中津 山下茂登
- ▽黒潟北

- 石津芳雄 ▽会長 三尾勝次 ▽副会長 藤田修三 ▽同 中村保男
- （任期）二カ年

ゴミはきれいに
出しましょう！



これから陽気になるにつれて腐敗がすすみ、うじの発生や悪臭の原因になります。

家庭の管理を十分にし、出すときには水分をよく切って、袋の口はしっかりとしばり、きれいなゴミを出しましょう。容器の掃除もお忘れなく。

引補獲器をゴキブリの出没しそうな場所に置いておきます。

エサを与えない

ゴキブリは人間の食べるものほか、ふん便・たんなど、何でも食べるので、いろいろな伝染病を媒介します。



ですから、食物には必ずふたをして食器戸などにに入れるほか、エサになるものを出しておかないこと。また、油污れ、食物のクズを落とさないよう、台所はいつも清潔にしておくことが大切です。

ゴキブリ

駆除月間
6月1日～30日

生態と習性
ゴキブリは、暗くて湿り気のあつる暖かい場所が好きです。流し台の裏、ガスレンジの下や裏、戸だなや引き出しの奥や裏、冷蔵庫やテレビなど熱気をもつ器具の下や裏などで、日ごろ人の手の届かないところに巣を作ります。集団で群れをなし、暗くなるとエサをあさりに出てきます。また、すみを通る習性もあります。繁殖させないこと
繁殖期は六月中旬から下旬です。

そこで、この期に入る前に燻煙剤で巣をいおし、一カ月後に再びこれを行います。二回目の目的は、一回目の生き残りとして、その後には卵からかえった幼虫を駆除するためです。そうしてから、二〜三カ月に一度、部屋や戸だなのすみなど、ゴキブリが歩きそうなところに、専用殺虫剤をハケで三〜五センチ幅に塗布しておきます。さらに市販の誘



万一かまれたら、血清は総務課に保管してあります

環境衛生月間
6月19日まで



できることは
私たちの手で！

〔国民年金〕

付加保険料を納めてより 多い年金を受けませんか

国民年金の保険料は、定額で一
 カ月二千二百円となっております。老
 齢年金の額は、保険料を納めた期
 間に応じて計算し支給されます。
 しかし、もっと多くの保険料を
 納めて、将来、より多い年金を受
 けたいと思う人は、定額保険料に
 加えて、付加保険料を納めること
 ができます。

付加保険料の額は一カ月四百円
 です。定額保険料を納めている人
 はだれでも納められ、この保険料
 を納めた期間に応じた額が、老齢
 年金の額に上積みされて、年金が
 支給されます。手続きが早ければ、

「役所の仕事」の 相談は— 行政相談委員さんへ

四月一日付で、前年に引き続き
 江崎 泰さん（下村 電話二六六
 五・有線三二二三）が行政管理庁
 長官から、行政相談委員に委嘱さ
 れました。

役所の仕事について相談（照会
 ・苦情・その他）のある人は、ご
 遠慮なくお申し出ください。
 相談は無料で、秘密は固く守ら
 れます。

1日1回は体操をしましょう

運動と説明	図解	注意する点
1 上下肢の運動 手の前・上より・ 膝の屈伸運動。 (15分間)		膝の屈伸は深くし、手 はかろくにぎり、ひじ はのぼす。 最後は足を少し開き 次の運動へ入る。
2 肩と腰の運動 左肩4回、右肩4 回たたき、腰を7屈 たたき。 (15分間)		肩や腰たたきは後頭を つけリズムカムに行う。
3 背筋と胸の運動 手は後から頭上 を通して振りおろし、 はずみをつけて行う。 (15分間) 手は前から上にあ げて胸を伸張し、足 は左右と肩に踏み出 す。 (15分間)		大きく、ゆっくり行う。

手軽にできる体操

明るい県民体操

県民の明るい健康をめざして、
 「明るい県民体操」ができました。
 二分間体操で、職場や家庭で気軽
 にできます。かろやかな動作は、
 腰や膝をアレンジしたものです。
 一日一回は必ず体操しましょう。

それだけ納める期間が長く有利で
 す。
 申し込みは、町民課または、大
 海支所で受け付けています。
 詳しいことは、町民課福祉係へ
 お尋ねください。

計算例 (25年間納付の場合)

定額保険料分 1,300円×300月= 390,000円
 付加 “ 200円×300月= 60,000円
 計 450,000円

※②の1,300円は算定額であり、
 これは国民の生活水準や厚生年金とのつ
 りあいなどを考慮して定められ、現在で
 はその額が1,300円となっていますが、
 将来この額は変わることも考えられます。

消費生活メモ

家庭用品品質
 表示品目に電
 子レンジなど
 八品目を追加

家庭用品品質表示法が改正され、
 品質表示をしなければならぬ品
 目として、次の八品目が新たに指
 定されました。

- ① せっけん ② アルミニウムはく
- ③ は乳用具 ④ 電気コンロ ⑤ 電子レ
- ンジ ⑥ 卓上けい光燈 ⑦ なべ ⑧ 湯わ
- かし。
- このうち、せっけん・アルミニ
- ウムはく・は乳用具の三品目は、
- この四月から施行されています。
- この表示は、これらの商品を買
- うときの商品知識として、また使
- 用するときの生活知識として、大
- いに役立つものです。
- 買うとき使うときは、品質表示
- をよく読みましょう。

三井貯金

福祉年金などお受けの方に 定期郵便貯金の 特別取り扱い

(12月31日まで)

郵便局では、福祉年金などをお
 受けの方に、有利な貯金利率を適
 用する定期郵便貯金の取り扱いを
 しています。

①ご利用になれる人

老齢・障害・母子・準母子福祉
 年金、老齢特別給付金、児童扶養
 手当、特別児童扶養手当、福祉手
 当、原爆被爆者の特別手当、健康
 管理手当、保健手当を受けておら
 れる人。

②預金できる金額 一人 百万
 円まで。

③預金期間 一年

④貯金利率 年六・七五%

⑤取扱期間 五十二年五月二十
 一日から十二月三十一日まで。

⑥取扱郵便局 お申し込みは、
 郵便局をあらかじめ一局お決めの
 うえ、ご利用ください。

ただし、本年五月十六日以降、
 すでに銀行などの金融機関で、
 この種の預貯金をご利用の場合は、
 取り扱いはできません。

※お申し込みの際には、お手数
 でも年金証書や手当証書（年金や
 手当証書を役場などに提出の場合
 は、その保管証）、受給者証明書
 をお持ちください。

なお、詳しいことは郵便局の窓
 口でお尋ねください。

郷土史 (45)

小郡宰判

毛利氏は、防長両国本藩の行政区画を一八宰判に分け、各宰判に代官を置いた。宰判の数は多少変動のあった時期もあるが、吉敷郡の場合は山口と小郡の二カ所に置き、北部吉敷郡と阿武郡の一部を山口宰判が、吉敷郡南部の大道(切畑だけは三田尻宰判。幕末に小郡宰判に移った)から大海・秋穂・二島・鑄銭司・陶・名田島・小郡・嘉川・阿知須・井関・佐山・岐波までの村々を小郡宰判が統轄した。宰判の長が代官で、その役所が代官所であり、勤場とも言った。小郡宰判の勤場は、小郡の東津にあつた。

直轄地と給領地

藩内は毛利家直轄地(お蔵入)と、藩士の給領地(知行地)の二系統があつた。

秋穂の場合は時代によっても違ふが、変わることなく直轄地であつたのは宮ノ且・両天田・中野・下村で、下村より南側も、給領地でない所は下村に含まれていた。もっとも、現在の日地付近の青江塩田を中心とする青江村は、直轄地でも一般のお蔵入地とは異なつて、藩の撫育方に属していた。

そして秋穂村や大海村と同じように、小さくても独立した村で撫育(ぶいく)村といつた。

次に給領地は時代と共に次第に多くなつて、幕末から明治の始めにかけて、次のようになっていた。

黒瀨村 吉敷毛利領

秋穂浦 井原領・秋穂では最も古い給領地で、慶應二年に上

地した。

中道

布施領

金山嶺の一

部 金山嶺

大海村 粟屋領 その前は穴道領であつた。

先青江 穴戸開作は穴戸領。佐山村穴戸領の飛地である。

中津江 塩田の一部が玉井領で、残り塩田と海辺の畑が日野領

花香 塩田とその付近が益田領

西青江 現在金山嶺山崎氏前の開作地が高洲領

などがあつた。

代官所と村役人

日常は萩の郡奉行所に勤めていて、一年のうち春秋二回約三〇日間と年末の約一〇日間だけ、萩から小郡の代官所に来て、各村々の稲の植え付けと収穫、年貢の取り立て、土木工事、宗門究をしてキリシタンを取り締まり、村役人を任免、その他善行者を表彰したり、許された範囲で刑罰も行った。

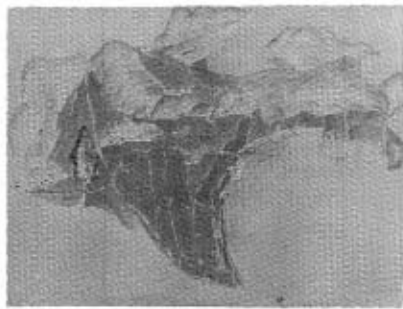
代官は藩から任命された。小郡宰判初期の代官東条九郎右衛門は、この地方の溜池や開作をたくさん

藩政時代の行政

開いた。

〔大庄屋〕

代官は勤場に常時居なかつたので、その留守を守り、勤場に常勤して各村々の庄屋を統轄する百姓の総代役、実務上の最高責任者が大庄屋であり、代官と庄屋の間に居て、住民生活全般を処理したので、その人選は財産家や人望のある者から、代官が任命した。二島



江戸末期の秋穂村(山口県文書館所蔵)

訴訟、勤業その他民生一般を処理する。庄屋はかなりの土地を持つた名家家が、世襲する場合が多かつた。

二島は大里の小野家一族が継いだが、秋穂の場合は次々に交替しており、慶安から寛文(一六四八―一六七二)の頃は安光茂兵衛、享保一三年(一七二八)に岡田新兵衛、宝暦一三年(一七六三)に岡田藤五郎、安永八(一七七九)年に岡田平治兵衛であつたが、天明六年(一七八六)には村田吉之助が、文政五年(一八二二)以降は下村の山内半兵衛・太郎左衛門・六郎左衛門・幾太郎・休兵衛・林太郎が新政になるまで務めて居る。

その期間中の一時期、文久と元治の頃に、島田の山内道祖松、安政と元治・慶應に原田伊之助、明治四年に森繁経助と田中百合蔵が東西本郷庄屋を務めた。

〔群頭(くろがしら)〕
庄屋のもとで、部落単位に年貢・検見・戸籍その他民生一般の実務に当たるもので、庄屋の推選により、大庄屋を通じて代官が任命する。行政の末端と、住民自治の代表を兼ねたものである。

以上は直轄地の場合で、給領地の場合には、「給」の字を頭につけて「給庄屋」「給群頭」と呼んだ。そして村中の諸給領を統轄する役目を「小都合庄屋」と呼び、秋穂の場合は、お蔵入庄屋が兼務するのが普通であつた。大海は一郷一村の給領地といつて、一村田畑山海共に給領地であり、この場

合も小都合庄屋は、古くから秋穂の庄屋が兼務して来た。

明治二年九月の記録文書群頭は、宮ノ且松西金太郎、西天田福江伊兵衛、東天田岡田平助、中野秋重為助、下村徳永藤右工門、秋穂浦上村得之助。

明治元年一月の給庄屋は、黒瀨増忠兵衛、中道藤田仁右工門、中津江玉井領小野恒太郎、金山嶺金巨仙右工門、大海藤村玄兵衛であつた。

これらの系統を図に示すと次のようになる。



〔証人百姓〕
地下総代とも言つた。群頭のもとで百姓代表として庄屋の相談に応じ、地下の争いごとなど、群頭と協力して解決に当たつた。

〔浦年寄〕
秋穂浦と大海浦には、漁業に従事して渡世する非農家が昔からあつた。そこではこれらの非農家のことを扱う役目に、浦年寄が一名あて置かれていた。秋穂浦の場合には給庄屋が兼務したり、別人であつたりした。塩浜にも年寄が置かれていた。

(秋穂町教育委員会嘱託 田中 稜)



松くい虫、空散 防除をします

実施予定日時

一回目 六月九日・十日

二回目 六月二十四日・二十五日

※時間はいずれも午前五時から九時まで。

防除地域

串山 六月九日と二十四日

赤石山・笠倉付近 六月十日と二十五日

散布農薬名 スミチオン乳剤

散布方法 ヘリコプターによる空中散布

ヘリコプター発着場所 中道赤瀬海水浴場駐車場

◎散布地周辺の皆さんへご注意とお願い

●農薬の飛散が認められるときは、窓を閉めてください。

●洗たく物は、屋外に干さないでください。

●井戸にはふたをしてください。

●屋外駐車場の自動車などは、散布時には移動するか、覆いをしてください。

●養魚池には覆いをするか、新鮮な水がほとんど代わるようにしてください。

○散布地付近でミツバチを飼っている人は、移動してください。

○低毒性の農薬を使用しますが、

老人 医療費受給者 福祉 医療費受給者 証の更新をします

老人医療費を受けることができる人は、七十歳以上のお年寄り、六十五歳から六十九歳までのねたきり老人。また、福祉医療費を受けられるのは重度心身障害者の人たちです。

これらの人には、町から「老人医療費受給者証」「福祉医療費受給者証」をお渡ししていますが、この証書の有効期間は、五十二年六月三十日までです。

このため町では、次表の日程により、新しい「受給者証(水色)」をお渡ししますので、次のものを忘れないようにご持参のうえ、更新の手続きをしてください。

月日	時間	該当部落	受付場所
6月21日(火)	午前12時から午後3時まで	大河内北から北条まで	公民館大海分館講堂
6月22日(水)	午前12時から午後3時まで	中条から日地まで	役場新庁舎
6月23日(木)	午前12時から午後3時まで	金山令から花香北まで	会議室
6月24日(金)	午前9時から午後3時まで	中津江から祇園町まで	右に同じ
		下村から西天田まで	右に同じ
		官/且から黒洞南まで	右に同じ
		指定日に来れなかった人	右に同じ

万一、皮膚や衣服に農薬が付いた時は、石けん水でよく洗ってください。詳しいことは、町産業課へお尋ねください。

一級技能士訓練課程 通信制訓練生の募集

さきに、三月号の広報で二級技能士訓練課程通信制訓練生の募集をお知らせしましたが、この度、新たに六月一日から一級技能士訓練課程が開講されます。

この一級技能士訓練課程は二級技能士訓練課程同様、生産現場に働く技能労働者に、高度な技術水準への到達の道を開くものです。

最高の技能士ならんと志す方々が、この訓練を多数受講されるようお勧めします。

訓練科目 機械加工科・仕上げ科
受講資格 実務経験が必要です。

町民ぐるみで 暴力を追放しよう



暴力団は、警察のきびしい取り締まりにもかかわらず私たちの周りに根強く出没し、けん銃の発射事件や、傷害事件などを起こして、善良な人々に不安と脅威を与えています。

夏の到来とともに、町内はこれから海水浴シーズンを迎えます。この夏を楽しく過ごすために、みんなが力をあわせ、暴力団員に家を貸さないようにしましょう。また、怪しいと思ったら、暴力団員が家を借りに来たときや、店を出したりするようなときには、すぐ警察に連絡(電話は、局番なしの一一〇番)してください。

この年数は、職業訓練歴・学歴などによって異なります。

訓練期間 一カ年

受講料 七千円

特典 一級技能検定学科試験免除

詳しいことは、山口市神田町六一一 山口総合高等職業訓練校
電話山口②一一九四八へお問い合わせください。

住民基本台帳登録人口

	(5月1日現在)	前月対比
人口	9,372人	-7人
男	4,450人	+3人
女	4,922人	-10人
世帯数	2,447世帯	+12世帯

ご冥福を祈ります

氏名	逝去の日
二ノノ 茂	4月18日
藤倉 加米	同 22日
坂市 正	同 26日
野上 田	同 28日
村上 正	同 29日
原 田 正	5月13日

※4月16日-5月15日届出

「秋穂荘」が休業

6日から一週間の予定
秋穂荘では、厨(ちゅう)房改装工事のため、六月六日から一週間の予定で休業します。